

○財務省告示第二十五号
山口県山口港は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条第三項の規定により平成十七年一月一日から開港でなくなつたので、同項の規定に基づき告示する。

平成十七年一月十二日

財務大臣臨時代理
國務大臣 中山 成彬